

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱

制定 平成 18 年 6 月 30 日 区長決定

		要綱第 118 号
改正	平成 19 年 3 月 29 日	要綱第 43 号
改正	平成 20 年 1 月 7 日	要綱第 11 号
改正	平成 21 年 4 月 1 日	要綱第 429 号
改正	平成 22 年 3 月 18 日	要綱第 31 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日	要綱第 48 号
改正	平成 23 年 7 月 1 日	要綱第 113 号
改正	平成 24 年 7 月 1 日	要綱第 217 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	要綱第 45 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	要綱第 37 号
改正	平成 27 年 2 月 23 日	要綱第 56 号
改正	平成 29 年 4 月 21 日	要綱第 70 号
改正	平成 30 年 5 月 1 日	要綱第 137 号
改正	令和 2 年 7 月 1 日	要綱第 182 号
改正	令和 3 年 3 月 23 日	要綱第 35 号
改正	令和 5 年 8 月 10 日	要綱第 156 号
改正	令和 6 年 4 月 1 日	要綱第 96 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日	要綱第 148 号
改正	令和 8 年 2 月 9 日	要綱第 262 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、耐震改修工事、除却工事または耐震シェルター設置工事（以下「耐震改修工事等」という。）を実施しようとする建築物の所有者等に対し、工事に必要な経費の一部を助成することにより、住宅等の耐震性および安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 品川区住宅・建築物耐震診断支援事業実施要綱（平成 16 年品川区要綱第 67 号。以下「耐震診断要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 簡易耐震診断 「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修）に基づく耐震診断をいう。
- (3) 耐震補強設計 耐震診断要綱第 2 条第 2 号に規定する耐震補強設計をいい、第 7 号に規定する建築士が行うものであること。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断要綱第 2 条第 3 号に規定する耐震改修工事をいう。
- (5) 耐震化総合支援メニュー 耐震補強設計および耐震改修工事に係る助成金の交付を同時に申請する制度をいう。
- (6) 除却工事 耐震診断または簡易耐震診断の結果に基づいて、既存の 2 階建て以下の木造住宅を全て除却する工事をいう。
- (7) 建築士 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に定める建築士であって、同法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定のうち「新築」を「改修」と読み替えて適用する者をいう。

- (8) 共同住宅 耐震診断要綱第2条第6号に規定する共同住宅をいう。
- (9) マンション 耐震診断要綱第2条第7号に規定するマンションをいう。
- (10) 小規模マンション 耐震診断要綱第2条第8号に規定する小規模マンションをいう。
- (11) 品川シェルター設置工事 区が独自に開発した耐震シェルター（以下「品川シェルター」という。）を、既存の2階建て以下の木造住宅の1階4.5畳または6畳の一部屋に品川シェルター設置技術者が、区長が別に定める手順に基づいて行う工事をいう。
- (12) 品川シェルター設置技術者 品川シェルターの設置を適正に行うために必要な技術を要し、品川シェルター設置技術者登録要綱（平成24年品川区要綱第190号）第6条に基づき、区長が定める登録名簿に登録された事業者をいう。
- (13) 高齢者・障害者等 品川区住宅・建築物耐震補強設計支援事業実施要綱（平成23年品川区要綱第47号。以下「耐震補強設計要綱」という。）第2条第10号に規定するものをいう。

（助成対象建築物）

第3条 この要綱による助成金の交付対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。ただし、過去に本要綱に基づく耐震改修工事等の助成を受けた建築物、同種その他制度により補助金等の交付を受け、もしくは受けようとする建築物または耐震診断要綱第3条第2項各号に規定する建築物は除く。

- (1) 品川区内のものであること。
- (2) 耐震改修工事にあつては、次のすべてを満たす建築物であること。
 - ア 耐震診断の結果、木造建築物にあつては一般診断で構造耐震指標 I_w 値（以下「 I_w 値」という。）が1.0未滿相当、非木造建築物にあつては第2次診断または第3次診断で構造耐震指標 I_s 値（以下「 I_s 値」という。）が0.6未滿相当と判断されたものであること。
 - イ 耐震補強設計要綱または品川区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業要綱（平成23年品川区要綱第139号）に基づく補強設計の助成金交付対象となったものであること。
 - ウ 借地等で建物所有者と土地所有者が異なる場合は、それぞれの所有者等の同意を得ているものであること。
- (3) 耐震化総合支援メニューにあつては次のすべてを満たす、個人の所有する建築物であること。
 - ア 耐震診断要綱第3条第1項第1号に該当するものであること。
 - イ 耐震診断要綱第2条第5号に規定する耐震診断専門家による一般診断で I_w 値が1.0未滿相当と判断されたものであること。
 - ウ 借地等で建物所有者と土地所有者が異なる場合は、それぞれの所有者等の同意を得ているものであること。
- (4) 除却工事にあつては、次のいずれも満たす建築物であること。ただし、鉄骨造等の木造以外の床面積が延べ面積の2分の1を超える建築物および店舗等の住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1を超える建築物を除く。
 - ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した個人の所有する2階建て以下の木造の一戸建て住宅、長屋または共同住宅であること。
 - イ 耐震診断の結果 I_w 値が1.0未滿相当と判断され、または簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断されたものであること。
- (5) 品川シェルター設置工事にあつては、次のすべてを満たす2階建て以下の木造住宅であること。
 - ア 1階の4.5畳または6畳の部屋に設置可能なものであること。
 - イ 借地、借家等で申請者と土地または建物の所有者等が異なる場合、それぞれの所有者等の同意を得ているものであること。

ウ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に新築の工事に着手した住宅のうち、耐震診断要綱第 2 条第 5 号に定める耐震診断専門家による一般診断で I_w 値が 1.0 未満相当と判断されたものであること。

(イ) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手した住宅のうち、簡易耐震診断で耐震性が不十分と判断されたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める建築物を助成金の交付対象とすることができる。

(助成対象者)

第 4 条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる助成の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 耐震改修工事および除却工事に係る助成（耐震化総合支援メニューによる助成を含む。）助成対象建築物の所有者。ただし、当該助成対象建築物が共有建築物である場合は共有者によって合意された代表者とし、区分所有建築物である場合は区分所有者によって合意された代表者とする。

(2) 品川シェルター設置工事に係る助成 助成対象建築物に居住する世帯の代表者

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を助成対象者とすることができる。

(助成の内容)

第 5 条 助成対象者が助成対象建築物の耐震改修工事等を行う場合（次項に規定する場合を除く。）の助成額は、次の各号のいずれかに掲げる額と租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額とを合計した額とし、あらかじめ当該特別控除の額を差し引いて交付する。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 木造の一戸建て住宅または長屋の耐震改修工事に要する経費の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 150 万円とする。

(2) 木造共同住宅の耐震改修工事に要する経費の 3 分の 1 の額。ただし、限度額は 300 万円とする。

(3) 木造の一戸建て住宅または長屋の除却工事に要する経費の額。ただし、限度額は 150 万円とする。

(4) 木造共同住宅の除却工事に要する経費の額。ただし、限度額は 300 万円とする。

(5) 非木造住宅の耐震改修工事に要する経費の額。ただし、限度額は 150 万円とする。

(6) マンションの耐震改修工事に要する経費の 3 分の 1 の額。ただし、限度額は 2,500 万円とする。

(7) 小規模マンションの耐震改修工事に要する経費の 3 分の 1 の額。ただし、限度額は 1,000 万円（その敷地が品川区地域防災計画（品川区災害対策基本条例（平成 26 年品川区条例第 19 号）第 4 条の品川区地域防災計画をいう。）において定められた緊急啓開道路に接する場合は 2,500 万円）とする。

(8) 緊急輸送沿道建築物の耐震改修工事に要する経費の 3 分の 2 の額。ただし、限度額は 2,500 万円とする。

(9) 品川シェルター設置工事に要する経費の額。ただし、限度額は 65 万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が耐震化総合支援メニューを利用する場合の助成額は、次の各号のいずれかに掲げる額と租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額とを合計した額とし、あらかじめ当該特別控除の額を差し引いて交付する。この場合において、算定した額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 木造の一戸建て住宅または長屋の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費の合計額の 2 分の 1 の額。ただし、限度額は 170 万円とする。

(2) 木造共同住宅の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費の合

計額の3分の1の額。ただし、限度額は320万円とする。

- (3) 耐震補強設計に要する経費の額（精密診断の結果Iw値が1.0以上となった場合等の耐震改修工事の実施が適当でない場合に限る。）。ただし、限度額は耐震補強設計要綱第5条第1項に基づく限度額とする。
 - 3 第1項第2号本文ならびに前項第1号本文および第2号本文の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に次条の規定による交付申請をする場合において、次の各号に掲げる経費に係る助成額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第2号および第3号の規定は、耐震化総合支援メニューを利用する場合に限り、適用する。
 - (1) 木造共同住宅の耐震改修工事に要する経費 当該経費の2分の1の額
 - (2) 木造の一戸建て住宅または長屋の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費 当該経費の合計額の3分の2
 - (3) 木造共同住宅の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費 当該経費の合計額の3分の2
 - 4 第1項第1号ただし書、第2号ただし書および第3号ただし書ならびに第2項第1号ただし書および第2号ただし書の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に次条の規定による交付申請をする場合において、次の各号に掲げる助成額の限度額は、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項第1号に規定する助成額 300万円
 - (2) 前項第1号に規定する助成額 450万円
 - (3) 第1項第3号に規定する助成額 200万円
 - (4) 前項第2号に規定する助成額 400万円
 - (5) 前項第3号に規定する助成額 600万円
 - 5 第1項第1号本文および第2号本文ならびに第2項第1号本文および第2号本文の規定にかかわらず、助成対象者が高齢者・障害者等に該当する場合または助成対象者の世帯の構成員のうち一人以上が高齢者・障害者等に該当する場合において、当該世帯が現に居住するまたは今後継続して居住することが見込まれる助成対象建築物に係る耐震改修工事等を行うときは、次の各号に掲げる経費に係る助成額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第3号および第4号の規定は、耐震化総合支援メニューを利用する場合に限り、適用する。
 - (1) 木造の一戸建て住宅または長屋の耐震改修工事に要する経費 当該経費の10分の10の額
 - (2) 木造共同住宅の耐震改修工事に要する経費 当該経費の10分の10の額
 - (3) 木造の一戸建て住宅または長屋の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費 当該経費の合計額10分の10
 - (4) 木造共同住宅の耐震補強設計に要する経費および耐震改修工事に要する経費 当該経費の合計額の10分の10
 - 6 前項に規定する高齢者・障害者等に該当する場合において、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に次条の規定による交付申請をする場合にあっては、第4項第1号、第2号、第4号および第5号に規定する助成額の限度額をそれぞれ適用する。
 - 7 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（耐震改修工事等助成金交付申請）
- 第6条 耐震改修工事等の助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修工事等の契約を締結する前に住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書（第1号様式）に係る書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（助成金交付決定）
- 第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定したときは住宅等耐震改修工事等助成金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、助成対象にならないこと

を決定したときは、住宅等耐震改修工事等助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（複数年度にわたる耐震改修工事に係る全体設計の事前承認）

第7条の2 助成対象者のうち第5条第1項第6号から第8号までに掲げる助成金の交付を受けようとする者は、助成対象となる耐震改修工事を複数年度にわたり実施する場合において、当該耐震改修工事を実施する初年度の第6条に規定する住宅等耐震改修工事等助成金交付申請手続前に、当該耐震改修工事に要する経費の総額、当該耐震改修が完了する予定時期その他必要な事項について記載した住宅等耐震改修工事助成全体設計承認申請書（第3号の2様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し承認することを決定したときは、住宅等耐震改修工事助成全体設計承認書（第3号の3様式）により申請者に通知する。

（複数年度にわたる耐震改修工事に係る全体設計の変更等）

第7条の3 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた助成対象者は、当該承認後に同条第1項に規定する申請内容の変更が生じたとき、または当該耐震改修工事を中止するときは、速やかに住宅等耐震改修工事助成全体設計変更（中止）申請書（第3号の4様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査し、承認することを決定したときは、住宅等耐震改修工事助成全体設計変更（中止）承認書（第3号の5様式）により申請者に通知する。

（耐震改修工事等の着手）

第8条 第7条の規定により交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、交付決定通知書を受領後、当該耐震改修工事等に関する業務請負契約等を締結し、速やかに耐震改修工事等に着手しなければならない。

2 助成決定者は、当該耐震改修工事等に着手したときは、速やかに住宅等耐震改修工事等着手届（第4号様式）に耐震改修工事等請負契約書の写し（工事監理契約書を含む。）および工事工程表を添えて区長に届け出なければならない。

（中間検査）

第9条 区長は、耐震改修工事において、工程を指定し中間検査を実施するものとする。ただし、耐震化総合支援メニューを利用する場合にあっては、耐震補強設計完了時および耐震改修工事のうち指定する工程時にそれぞれ中間検査を実施するものとする。

2 助成決定者は、前項の規定により指定された工程に達したときは、住宅等耐震改修工事中間検査申請書（第5号様式）に関係図書を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請を受理したときは、耐震改修工事が適切に行われているか、速やかに検査を行うものとする。

4 区長は、前項の検査を行った結果、耐震補強設計の内容が適切でないときまたは耐震改修工事が適切に行われていないとき認めるときは、耐震補強設計の内容が適切なものになるようまたは耐震改修工事が適切に行われるよう助成決定者、工事監理者および工事施工者に指導しなければならない。この場合において、耐震補強設計の内容への指導は耐震化総合支援メニューの中間検査に限る。

（助成対象事業内容の変更および取り止め）

第10条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容のいずれかを変更しようとするときは、品川区住宅・建築物耐震改修工事等助成金事業内容変更届出書（第6号様式）に変更に必要な書類を添えて、区長に届け出なければならない。

(1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状および仕上げの変更

(2) 事業工程の大幅な変更

(3) その他の申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとする

きは、品川区住宅・建築物耐震改修工事等助成金交付変更申請書（第6号の2様式）に変更に必要な書類を添えて、提出し区長の承認を受けなければならない。

3 区長は、前項の助成金交付変更申請書を受領した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更を決定し、品川区住宅・建築物耐震改修工事等助成金交付変更承認書（第6号の3様式）により助成決定者に通知するものとする。

4 助成決定者は、事情により耐震改修工事等を取り止めるときは、住宅等耐震改修工事等助成取止届出書（第6号の4様式）を区長に届け出なければならない。

（完了届）

第11条 助成決定者は、耐震改修工事等が完了したときは、速やかに住宅等耐震改修工事等完了届（第7号様式。以下「完了届」という。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。なお、除却工事または品川シェルター設置工事の場合は、第1号および第4号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 建築士による工事監理業務の報告書
- (2) 耐震改修工事等が実施されたことおよび実施された日付が判る資料および写真
- (3) 耐震改修工事等の費用に係る領収書の写し、または請求書の写し
- (4) 耐震改修工事後の建築物の耐震診断報告書（変更工事があった場合）
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第7条の2第2項に規定する住宅等耐震改修工事助成全体設計承認書を受領した助成決定者は、当該耐震改修工事が完了するまでの間、当該耐震改修工事を実施した年度ごとに完了届に前項各号に掲げる関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条に規定する届出があった場合、当該届出および当該助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるとき、助成金額を確定して、住宅等耐震改修工事等助成金額確定通知書（第8号様式）により、前条に規定する届出をした者に通知する。

（助成金の交付請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、住宅等耐震改修工事等助成金交付請求書（第9号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 耐震改修工事等を行うに当たり、遵守すべき法令またはこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第9条第4項に規定する指導に従わないとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、住宅等耐震改修工事等助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により、助成金交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第16条 この要綱に基づく助成金の交付を受ける権利は、第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

（委任）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事務手続きは、都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 7 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱（以下「改正後の要綱という」）の規定は、この要綱の施行の日以降に確認通知書を受けたものについて適用し、同日前に確認通知書を受けたものについては、改正前の本要綱を適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書【改修】

年 月 日

品川区長 あて

〒 -

申請者 住所
 ふりがな
 氏 名
 電 話 ()

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第6条に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	木造改修（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター 木造総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） 非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称	※個人宅は記載不要		
申請金額 （契約予定額）	¥	（税込み）	
所在地	（地名地番）品川区	丁目	番地
	（住居表示）品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積	m ²	住戸数 戸
建築確認または 竣工年月日	年 月 日 第 号 / 竣工		
加算の有無	有・無	・高齢者（満 歳）・身体障害者手帳・愛の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・要介護または要支援認定	
設計・監理者	住所 会社名 代表者 設計・監理者 連絡先		
施工者	住所 会社名 代表者 担当者 連絡先		
添付資料			
・建物全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・土地全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・公図（3カ月以内の写し） ・固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度の写し） ・建物の位置が特定できる地図 ・見積書（内訳がわかるもの）（写し） ・工程表（予定）		・申請者の本人確認書類（例：マイナンバーカード表面写し、住民票等） ・耐震診断結果報告書 ^{※1} （写し） ・補強設計図書 ^{※1 ※2} （写し） ・その他区長が必要と認めた書類 ※1 前年度助成を受けたものは不要 ※2 総合支援メニューまたは品川シェルターの申請は不要	

以上

住宅等耐震改修工事等助成金交付申請書【除却】

年 月 日

品川区長 へ

〒 -

申請者 住所
ふりがな
氏名

電話（自宅）（ ）

携帯電話等（ ）

※建物除却後も連絡が可能な電話番号をご記入ください

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第6条に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請金額 (契約予定額)	¥	(税込み)		
所在地	(地名地番) 品川区 (住居表示) 品川区	丁目 丁目	番地 番	号
構造・規模	木造・地上 階/地下 階	延べ面積	. m ²	
用途	専用・() 併用	住戸数	戸	
	戸建て住宅・長屋・共同住宅			
除却完了予定	年 月 予定	除却後の予定		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の全部事項証明書（3カ月以内の写し） ・ 固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度の写し） ・ 建物全体の写真(申請一週間以内の日付入り) ・ 建物の位置が特定できる地図 ・ 見積書（内訳がわかるもの）（写し） ・ 工程表（予定） ・ 誰でもできるわが家の耐震診断（簡易耐震診断の場合） ・ 申請者本人確認書類（マイナンバーカード表面写し、住民票等） ・ その他区長が必要と認めた書類 			

(注意) 太線欄を記入してください。

必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 職員記入欄

診断実施の有無	有・無（有の場合…交付決定日 年 月 日 w値= ） （無の場合…簡易診断の結果 <input type="checkbox"/> 耐震性有 <input type="checkbox"/> 耐震性無）
前面道路	接道あり / 接道なし

以上

第 号
年 月 日

住宅等耐震改修工事等助成金不交付決定通知書

様

品川区長

年 月 日付第 号で申請のあった助成金の交付について、品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

1 建築物所在地

地名地番	品川区	丁目	番地
住居表示	品川区	丁目	番 号

2 不交付の理由

住宅等耐震改修助成全体設計承認申請書

年 月 日

品川区長 あて 丁 ー
 申請者 住 所

ふりがな
 氏 名
 電 話 ()

品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第7条の2第1項に基づく、住宅等耐震改修について全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	建築面積	. m ²	延べ面積 . m ²
建築確認年月日	年	月	日 第 号
施工者	住 所 会社名 代表者 担当者	連絡先	
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の全部事項証明書（3ヵ月以内の写し） ・ 土地の全部事項証明書・公図（3ヵ月以内の写し） ・ 建物の位置が特定できる地図（案内図） ・ 配置図・平面図 ・ 見積書（年度ごとの支払額がわかるもの）（写し） ・ 工程表（年度ごとの出来高がわかるもの） ・ 申請者本人確認書類（マイナンバーカード表面、免許証、住民票等の写し） ・ 沿道建築物あることが確認できる図面（緊急輸送道路のみ） ・ その他区長が必要と認めた書類 		

以上

住宅等耐震改修助成全体設計承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第7条の2第2項に基づく、住宅等耐震改修について、下記のとおり承認したので、通知します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積	.	m ²
建築確認年月日	年	月	日 第 号

以上

住宅等耐震改修助成全体設計変更（中止）承認申請書

年 月 日

品川区長 あて

〒 -

申請者 住所

ふりがな

氏名

電話（ ）

品川区住宅・建築物耐震回収など支援事業実施要綱第7条の3第1項に基づく、住宅棟耐震改修について全体設計変更（中止）の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年	月	日 第 号
施工者	住所		
	会社名		
	氏名		
	連絡先		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・その他区長が必要と認めた書類 		

以上

住宅等耐震改修助成全体設計変更（中止）承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第7条の3第2項に基づく、住宅等耐震改修について、下記のとおり変更（中止）承認したので、通知します。

記

助成の種類	マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
建物名称			
所在地	(地名地番) 品川区	丁目	番地
	(住居表示) 品川区	丁目	番 号
構造・規模	木造・S造・RC造・SRC造・その他	地上	階/地下 階
	延べ面積 . m ²		
建築確認年月日	年	月	日 第 号

以上

住宅等耐震改修工事等着手届【除却・改修】

年 月 日

品川区長 あて

届出者住所

氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく決定通知のあった住宅等耐震改修工事等について、年 月 日より、下記のとおり着手することを届け出ます。

記

所在地	(地名地番) 品川区 (住居表示) 品川区	丁目 丁目	番地 番	号
施工者	住所 会社名 代表者役職・氏名 担当者			
添付資料	・契約書（写し） ・工程表（変更がある場合） ・その他区長が必要と認めた書類			

以上

住宅等耐震改修工事等着手届【総合支援メニュー】

年 月 日

品川区長 あて

届出者住所

氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく決定通知のあった住宅等耐震改修工事等について、年 月 日より、下記のとおり着手することを届け出ます。

記

所在地	(地名地番) 品川区 丁目 番地 (住居表示) 品川区 丁目 番 号
設計・監理者	住所 会社名 代表者 設計・監理者 連絡先
施工者	<input type="checkbox"/> 未定 住所 会社名 代表者役職・氏名 担当者 連絡先
添付資料	・契約書（写し） ・工程表（変更がある場合） ・その他区長が必要と認めた書類

以上

住宅等耐震改修工事中間検査申請書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所
氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく決定通知を受けた住宅等耐震改修工事等について、指定工程に達したので下記のとおり中間検査を申請いたします。

記

助成の種類	木造改修（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター 木造総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） 非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路
建物名称	※個人宅は記載不要
所在地	(地名地番) 品川区 丁目 番地 (住居表示) 品川区 丁目 番号
申請回数	第 回目 ※総合支援メニューの場合は、 第1回目：耐震補強設計 第2回目：耐震改修工事
検査内容	補強設計図書・耐震補強状況の確認
検査日	年 月 日
添付資料	・補強設計図書（総合支援メニュー申請のみ） ・その他区長が必要と認めた書類

以上

検査指摘事項	※建築課記入欄
--------	---------

住宅等耐震改修工事等助成金交付内容変更届出書

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住 所
氏 名

下記のとおり内容を変更したいので、品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第10条第1項の規定に基づき、関係図書を添えて届け出ます。

記

助成の種類	木造改修・除却（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター 木造総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） 非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
既交付決定 通知番号	年 月 日付 第 号		
建築物名称	（個人宅の場合は記載不要）		
所在地	（地名地番） （住居表示）	品川区 品川区	丁目 番地 丁目 番 号
変更の概要			
変更理由			
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・その他区長が必要と認めた書類 		

以 上

住宅等耐震改修工事等助成金交付変更申請書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所

氏名

下記のとおり内容を変更したいので、品川区住宅・建築物耐震改修工事等支援実施要綱第10条第2項の規定に基づき、関係図書を添えて申請します。

記

助成の種類	木造改修・除却（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター 木造総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） 非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
既交付決定 通知番号	年 月 日付	第	号
工事予定金額	変更前 ￥	（税込み）	
	変更後 ￥	（税込み）	
建築物名称	（個人宅の場合は記載不要）		
所在地	（地名地番） （住居表示）	品川区 品川区	丁目 丁目 番地 番 号
変更の概要			
変更理由			
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・見積書（内訳および変更内容がわかるもの）（写し） ・その他区長が必要と認めた書類 		

以上

住宅等耐震改修工事等助成金交付変更承認書

様

品川区長

年 月 日付で申請のあった品川区住宅・建築物耐震改修工事等支援実施要綱第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

助成の種類	木造改修・除却（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター 木造総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） 非木造・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路		
交付予定金額	変更前 円 変更後 円		
建築物名称			
所在地	(地名地番) (住居表示)	品川区 品川区	丁目 丁目 番地 番 号
助成決定条件	品川区住宅・建築物耐震改修工事等支援実施要綱を遵守されること		

上記の金額は交付予定額であり、完了届提出後に交付決定額を確定します。

以 上

住宅等耐震改修工事等取止届出書

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所

氏名

年 月 日付第 号で助成金交付決定通知のあった住宅等耐震改修工事等について、下記のとおり耐震改修工事等を取り止めますので、届け出ます。

記

- 1 地名地番 品川区 丁目 番地
- 2 住居表示 品川区 丁目 番 号
- 3 取り止める理由

住宅等耐震改修工事等完了届

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住所
氏名

年 月 日付第 号で要綱第7条に基づく交付決定通知のあった住宅等耐震改修工事等について、下記のとおり耐震改修工事等が完了しましたので届け出ます。

記

1 助成金交付予定額 円 _____

2 工事費用金額 円 _____

3 助成対象建築物

(1) 地名地番 品川区 丁目 番地
(2) 住居表示 品川区 丁目 番 号

4 完了日 年 月 日

5 添付資料

- (1) 耐震改修工事、品川シェルター設置工事または除却工事費用に係る領収書の写し
- (2) 建築士による工事監理業務報告書
- (3) 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書（変更工事があった場合）
- (4) 耐震改修工事が実施されたことが確認できる資料
- (5) 耐震改修工事、品川シェルター設置工事または除却工事が実施されたことが確認できる写真（日付入りのもの）
- (6) その他区長が必要と認めた書類

※5 添付資料の(2)(3)(4)は除却工事または品川シェルター設置工事の場合は省略することができます。

以上

住宅等耐震改修工事等助成金額確定通知書

様

品川区長

年 月 日付で提出された完了届について、当該届出および交付決定の内容を確認し、助成条件に適合すると認められるので、品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱第12条の規定に基づき、助成金額を確定して下記のとおり通知します。

記

助成金交付確定額 円 _____

住宅等耐震改修工事等助成金交付請求書

年 月 日

品川区長 へ

住 所

氏 名

年 月 日付第 号より助成金額確定通知のあった住宅等耐震改修工事等助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成の種類	木造改修・木造除却（戸建て・長屋・共同住宅）・品川シェルター ・非木造・総合支援メニュー（戸建て・長屋・共同住宅） ・マンション・小規模マンション・緊急輸送道路
交付請求金額 (助成金交付確定額)	¥ _____
添付資料	・支払金口座振替依頼書 ・その他区長が必要と認めた書類

以 上

住宅等耐震改修工事等助成金交付決定取消通知書

様

品川区長

年 月 日付第 号で交付決定した住宅等耐震改修工事等助成金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 助成対象建築物 地名地番 品川区 丁目 番
住居表示 品川区 丁目 番 号
- 2 取消理由